



鳥取県公報

令和7年5月13日（火）
第9692号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可（2件）（309・310）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業計画の変更（311）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（312）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	基本測量の終了（3件）（313～315）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（2件）（316・317）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（3件）（318～320）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	開発行為に関する工事の完了（321）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・ 4
	土地改良区の役員の就退任（2件）（322・323）（西部総合事務所農林局）・・・・・・ 5
	土地改良区連合の役員の就退任（324）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（2件）（325・326）（会計指導課）・・・・ 7
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況（2）（議事・法務政策課）・・・・・・・・・・ 7
	鳥取県議会個人情報保護条例の運用状況（3）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等（1）・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（原子力安全対策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	一般競争入札の実施（米子工業高等学校）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
	落札者の決定（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

告 示

鳥取県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、中山地区畑地土地改良区の定款の変更を令和7年4月25日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、名和地区畑地土地改良区の定款の変更を令和7年4月25日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営水利施設等保全高度化事業 中山3期地区 農道整備・農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年5月13日から同年6月2日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	魚 崎 勇	鳥取市江津610
〃	新 田 一 郎	鳥取市江津679
〃	吉 田 亮	鳥取市江津1134
〃	松 本 憲 二	鳥取市江津602
〃	浜 橋 謙 二	鳥取市江津685
監 事	石 原 淳 一	鳥取市江津397
〃	浜 橋 正 教	鳥取市江津682

令和7年4月12日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 魚 崎 勇 鳥取市江津610
" 新 田 一 郎 鳥取市江津679
" 吉 田 亮 鳥取市江津1134
" 松 本 憲 二 鳥取市江津602
" 浜 橋 謙 二 鳥取市江津685
監事 松 浦 典 慶 鳥取市江津631
" 浜 橋 正 教 鳥取市江津682
令和7年4月13日就任 任期2年

鳥取県告示第313号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和7年3月31日

鳥取県告示第314号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業地域 東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町
- 3 終了年月日 令和7年3月31日

鳥取県告示第315号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域 米子市並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町
- 3 終了年月日 令和7年3月31日

鳥取県告示第316号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年5月3日から令和8年3月25日まで

3 作業地域 倉吉市

鳥取県告示第317号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県東部農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年5月16日から令和8年2月25日まで
- 3 作業地域 八頭郡八頭町奥谷

鳥取県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港管理組合管理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び地形測量）
- 2 作業地域 境港市中野町
- 3 終了年月日 令和7年3月7日

鳥取県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町及び日野町
- 3 終了年月日 令和7年4月28日

鳥取県告示第320号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 日野郡江府町柿原
- 3 終了年月日 令和7年4月28日

鳥取県告示第321号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和7年4月7日 鳥取県指令第202400333030号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市上道町3000
境港市長 伊達 憲太郎

鳥取県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	牧 節 人	西伯郡大山町平303
〃	高 虫 勲	西伯郡大山町中高68
〃	岡 田 輝 伸	西伯郡大山町神原219-2
〃	角 田 直 史	西伯郡大山町神原173
〃	片 山 良 孝	西伯郡大山町清原134
〃	水 嶋 永	西伯郡大山町野田41
〃	下 嶋 一 正	西伯郡大山町唐王706
〃	来 海 栄	西伯郡大山町荘田645
〃	汐 田 数 義	西伯郡大山町妻木505
〃	金 川 達 男	西伯郡大山町稲光24
〃	山 根 諭	西伯郡大山町稲光69
〃	富 田 一 郎	西伯郡大山町上萬426
〃	中 西 美 伸	西伯郡大山町上萬432
監 事	山 根 章 司	西伯郡大山町唐王633-2
〃	種 田 順 治	西伯郡大山町安原142

令和7年4月1日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	杉 谷 弘 之	西伯郡大山町平276-1
〃	阿 部 誠	西伯郡大山町中高69-1
〃	中 川 浩	西伯郡大山町神原151
〃	岡 田 浩 司	西伯郡大山町野田66-12
〃	瀬 尾 悌 二	西伯郡大山町野田258-2
〃	片 山 良 孝	西伯郡大山町清原134
〃	山 根 章 司	西伯郡大山町唐王633-2
〃	来 海 栄	西伯郡大山町荘田645
〃	渡 辺 真 一	西伯郡大山町妻木456
〃	金 川 達 男	西伯郡大山町稲光24
〃	山 根 諭	西伯郡大山町稲光69
〃	石 井 孝 道	西伯郡大山町上萬742-1

〃 山 根 晃 彦 西伯郡大山町上萬433
監 事 汐 田 数 義 西伯郡大山町妻木505
〃 種 田 順 治 西伯郡大山町安原142
令和7年4月2日就任 任期4年

鳥取県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 村 平 西伯郡伯耆町上細見368
〃 石 崎 賢 西伯郡伯耆町立岩71-1
〃 松 田 孝 義 西伯郡伯耆町吉定244
〃 高 松 裕 一 西伯郡伯耆町吉定832-5
〃 野 坂 義 則 西伯郡伯耆町吉長13-6
〃 中 原 速 美 西伯郡伯耆町押口160-2
〃 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
〃 中 本 幸 延 米子市石州府444
〃 舩 寄 隆 米子市福万266
〃 福 島 公 明 米子市福万183
〃 中 本 高 夫 米子市尾高1121-1
〃 松 村 博 隆 米子市尾高1189
令和7年4月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 西 孝 史 西伯郡伯耆町上細見8
〃 石 崎 賢 西伯郡伯耆町立岩71-1
〃 高 松 裕 一 西伯郡伯耆町吉定832-5
〃 小 澤 晃 西伯郡伯耆町口別所55
〃 野 坂 義 則 西伯郡伯耆町吉長13-6
〃 伊 澤 英 樹 西伯郡伯耆町押口169-1
〃 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
〃 中 本 幸 延 米子市石州府444
〃 舩 木 慎 吾 米子市福万163
〃 福 島 公 明 米子市福万183
〃 中 本 高 夫 米子市尾高1121-1
〃 森 本 繁 米子市尾高1253-2
〃 足 立 光 子 西伯郡伯耆町吉長53-16
〃 下 本 順 子 米子市尾高1096
令和7年4月19日就任 任期4年

鳥取県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用

する同法第18条第19項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 森 安 保 西伯郡伯耆町小野435

令和7年3月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 澤 敦 彦 西伯郡伯耆町吉定667-1

令和7年3月6日就任 任期 令和9年4月11日まで

鳥取県告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県西部犬猫センターの太陽光発電に係る売電金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
係長 米澤 友紀子
- 3 委任期間
令和7年5月13日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第326号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
電気自動車のリース契約に係る補助金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
課長補佐 喜多條 広勝
- 3 委任期間
令和7年5月13日から令和10年4月30日まで

議 会 告 示

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第32条の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年5月13日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

- 1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況						
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ	処理中
3 件	2 件					1 件	

- 2 審査請求の件数及び処理状況
該当なし

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第37号）第53条の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の同条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和7年5月13日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

- 個人情報の開示請求の件数及び処理状況
該当なし
- 個人情報の訂正請求の件数及び処理状況
該当なし
- 個人情報の利用停止請求の件数及び処理状況
該当なし
- 審査請求の件数及び処理状況
該当なし
- 鳥取県議会個人情報保護条例第52条の規定による鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会への諮問の件数及び処理状況
該当なし

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である戸野克則の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月13日

鳥取県監査委員 高 務 裕 子

鳥取県監査委員 牧 田 宗 大

鳥取県監査委員 山 根 こ ころ

鳥取県監査委員 川 部 洋

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
山岸 淳紀	広島県広島市佐伯区楽々園六丁目 7-6	令和7年5月1日から令和8年3月31日まで
中川 均	米子市両三柳914-8	〃
鷺見 渉	米子市旗ヶ崎六丁目17-18	〃
角 尚大	境港市森岡町686-5	〃

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第

1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

環境設置型空間放射線量率計及び可搬型モニタリングポストの調達 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月27日

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の計測機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年5月19日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部原子力安全対策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部原子力安全対策課

電話 0857-26-7854

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年5月13日（火）から同年6月9日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5179>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月13日（火）から同年6月9日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月24日（火）午後2時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月23日（月）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」、「第3回」、「第4回」、「第5回」及び「第6回」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」、「第3回」、「第4回」、「第5回」及び「第6回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年6月9日（月）正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
 - ア 詳細は、入札説明書による。
 - イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「環境設置型空間放射線量率計及び可搬型モニタリングポスト仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
 - ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Radiation dose rate meters and portable monitoring posts, 1 set
- (2) June 9, 2025 noon : Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation
- (3) June 24, 2025 2:00 PM : Time-limit for the submission of tenders
(June 23, 2025 5:00 PM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Nuclear Power Safety Division, Tottori Prefectural Government, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan, TEL :0857-26-7854

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

鳥取県立米子工業高等学校長 松 川 明 義

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量
鳥取県立米子工業高等学校CAD室パソコン等賃貸借 一式
- (2) 借入物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 契約期間等
 - ア 借入期間
令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

イ 契約期間

契約締結日から令和12年9月22日まで

(4) 納入期限

令和7年8月29日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

入札説明書に示す方法にしたがって計算した(2)の借入物品に係る(3)の契約期間中の賃借料（保守料等を含む。）の総額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年5月19日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和7年5月13日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0052 米子市博労町四丁目220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

電子メール yonagoko-h@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年5月13日（火）から同年6月6日（金）までの日にインターネットの鳥取県立米子工業高等学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/yonagoko-h/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月13日（火）から同年6月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月24日（火）午後1時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月23日（月）午後4時45分までとする。

イ 場所

鳥取県立米子工業高等学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名並びに入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年6月6日（金）正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
ア 詳細は、入札説明書による。
イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「鳥取県立米子工業高等学校CAD室パソコン等賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set
- (2) June 6, 2025 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) June 24, 2025 1:00 PM: Time-limit for submission of tenders
(June 23, 2025 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Technical High School 4-220
Bakuroumachi, Yonago-shi, Tottori 683-0052 Japan TEL: 0859-22-9211

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

鳥取県立厚生病院長 花 木 啓 一

1 調達件名及び数量	鳥取県立厚生病院で使用する灯油の供給 予定数量 556キロリットル
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和7年3月24日
4 落札者の名称及び所在地	有限会社安原石油店 岡山県倉敷市神田四丁目8-2
5 落札金額	1キロリットル当たり 102,520円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和7年1月17日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局総務課 倉吉市東昭和町150